

---

---

# 基 本 構 想

---

---



## 基本構想

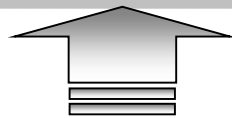
### 第1章 垂井町の将来像

社会潮流の変化、垂井町の現況、町民意識調査結果や住民ワークショップでの討議内容などを踏まえ、将来像を以下のように設定します。

なお、国道21号、JR東海道本線、名神高速道路、建設が進められている東海環状自動車道（西回りルート）などの交通の利便性や、美濃国一の宮である南宮大社、不破の滝などの歴史・自然に囲まれた快適な環境、活発な企業活動や地域活動などは垂井町の貴重な財産であり、垂井町の強みです。これらを垂井町発展のために有効に活かすことにより、やさしさと活気にあふれたまちを目指します。

#### まちづくりの将来像

## やさしさと活気あふれる 快適環境都市



#### 社会潮流の変化

- 少子高齢社会の進展
- 安全・安心への意識の高まり
- 価値観の変化や生活様式の多様化
- 雇用環境の変化
- 高度情報社会の進展
- 循環型社会への転換
- 広域交流の活発化
- 地方分権社会の進展

#### 町民意識調査

- 「清潔なまち」、「住民同士のふれあいを感じるまち」が印象として強い。
- 住民の8割以上が今後も垂井町内での居住を希望。
- 自然や教育施設、保健・衛生に係る事項が高く評価されている反面、交通・都市基盤、防犯に係る事項の評価が低い。
- 福祉・健康・医療を重要視した将来の姿が上位を占め、日常生活の利便性・安全・自然環境がこれらに続いている。

#### 垂井町の現況

- 豊かな自然と歴史を有している。
- 人口が減少に転じ、核家族化が進行している。
- 少子高齢化の傾向が表れている。
- 就業人口は、第3次産業が増加し、それ以外は減少している。
- 財政状況は、平成7年度をピークに減少に転じ、少子高齢化や地方分権のなか、厳しい状況が続いている。

#### 住民ワークショップ

- 「自然や歴史が豊か」、「生活環境が充実している」が良いところで、「まちの空洞化」、「福祉環境が不十分」が悪いところ。
- 産業を活性化させることが重要。
- ボランティアなど「ひとづくり」を考えていくことが必要。
- 地域ぐるみで防犯、防災に取り組んでいくことが必要。
- 住民参加は、今後のまちづくりにおいて必要不可欠で、場づくりが重要。

## 第2章 将来の人口と世帯数

### 第1節 将来人口、世帯数の推計

#### (1) 将来人口の推計

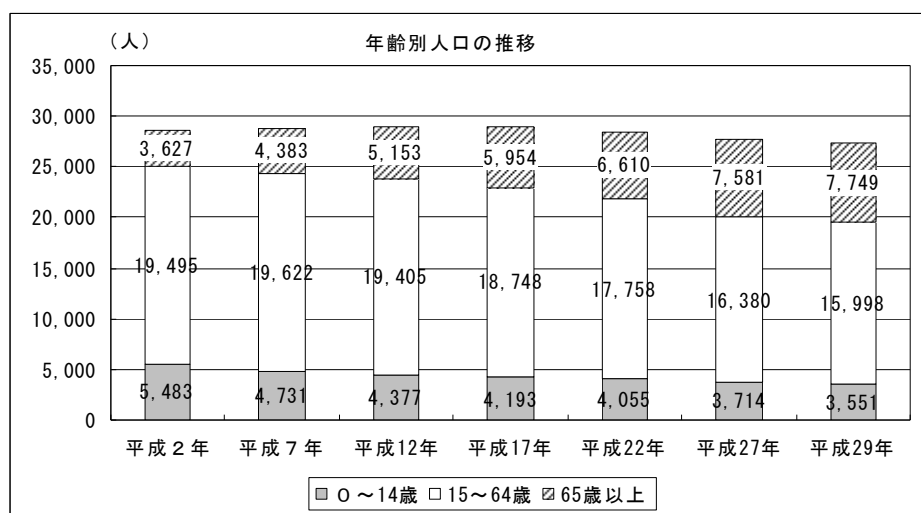
垂井町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所※が平成15年12月に公表した「日本の市区町村別将来推計人口」の推計結果をもとに、平成17年の値を国勢調査確定値に置き換えて推計を行いました。

その結果、平成22年(2010年)で28,423人、総合計画の目標年次である平成29年(2017年)では27,298人と推計されました。

#### <将来人口 推計結果>

(単位：人 下段は構成比)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
0～14歳	5,483 19.2%	4,731 16.5%	4,377 15.1%	4,193 14.5%	4,055 14.3%	3,714 13.4%	3,551 13.0%
15～64歳	19,495 68.1%	19,622 68.2%	19,405 67.1%	18,748 64.9%	17,758 62.5%	16,380 59.2%	15,998 58.6%
65歳以上	3,627 12.7%	4,383 15.3%	5,153 17.8%	5,954 20.6%	6,610 23.2%	7,581 27.4%	7,749 28.4%
合計	28,605	28,736	28,935	28,895	28,423	27,675	27,298



※平成2年～平成17年は実績値、平成22年以降は推計値

#### (2) 将来世帯数の推計

世帯数については、平成2年から平成17年の人口、世帯数を用いて平均世帯人員を算出し、この平均世帯人員を回帰分析することにより将来の平均世帯人員を求め、これに将来人口を乗じて将来の世帯数を推計しました。

その結果、平成22年(2010年)で9,409世帯、総合計画の目標年次である平成29年(2017年)では9,722世帯と推計されました。

#### <世帯数 推計結果>

(単位：世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
世帯数	7,866	8,237	8,817	9,035	9,409	9,648	9,722

※平成2年～平成17年は実績値、平成22年以降は推計値

※国立社会保障・人口問題研究所：平成8年(1996年)12月に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保険研究所との統合によって設立された、厚生労働省所管の国立の政策研究機関。

## 第2節 目標人口、世帯数の設定

将来人口の推計結果を踏まえ、子育て支援や福祉サービスの充実、道路や使いやすい公共交通の整備などによる都市基盤の整備、さらには、企業誘致による雇用環境の向上や垂井町の豊かな自然を活かした住環境の整備など、快適で安心して暮らせる環境づくりを推進することで、人口の定着に努めます。

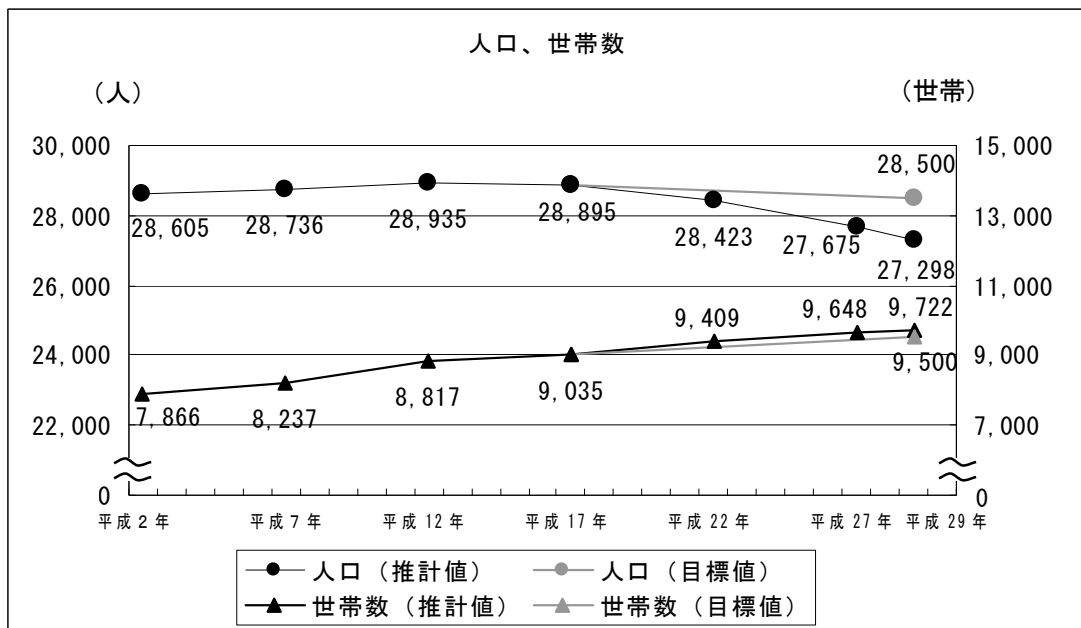
これらの施策を総合的かつ一体的に展開し、人口の減少を抑制することにより、平成29年における目標人口を28,500人と設定します。

**目標人口（平成29年） 28,500人**

また、目標人口28,500人とした場合の世帯数を9,500世帯と設定します。

**目標世帯数（平成29年） 9,500世帯**

目標人口、世帯数の達成状況は、岐阜県人口動態統計調査結果にて評価します。



## 第3章 将来の都市構造

垂井町における現在の土地利用状況や道路、鉄道などの交通体系を踏まえ、都市軸、拠点を設定するとともに、将来の土地利用の方針を以下のように設定します。

### (1) 都市軸、拠点の設定

#### ① 都市間連携軸

垂井町の中心部を東西に横断する国道21号、都市計画道路※大垣・関ヶ原線、および南北に縦断する主要地方道岐阜関ヶ原線、県道垂井養老線などを「都市間連携軸」に位置づけ、近隣市町との連携強化を図ります。

また、垂井町の南側を通る名神高速道路、および東側の東海環状自動車道のインターチェンジを活かしたまちづくりを行います。

さらに、JR東海道本線は、中京圏、近畿圏の都市との連携を図る上で重要であり、鉄道を活かしたまちづくりを進めていきます。

#### ② 地域連携軸

町内の主な都市計画道路を「地域連携軸」に位置づけ、分散した7つの地域を連絡し相互の関係を強化するなど、地域間の連携強化を図ります。

#### ③ 産業形成軸

国道21号、都市計画道路大垣・関ヶ原線や県道垂井養老線を「産業形成軸」と位置づけ、その沿道に新たな企業誘致などの産業振興を図ります。

#### ④ 都市機能集積拠点

JR垂井駅周辺および都市間連携軸である国道21号と県道垂井養老線が交差する地域を「都市機能集積拠点」と位置づけ、商業業務機能、都心居住機能などの都市機能の充実を図ります。

### (2) 土地利用の方針

#### ① 住宅地ゾーン

現在の市街化区域※、および市街化区域に隣接する開発可能地などを「住宅地ゾーン」に位置づけ、住宅地として居住環境の向上を図ります。

また、都市空間として新たな開発が可能となるよう、土地利用の高度化を進めます。

※都市計画道路：都市計画法に基づいて計画される道路。

※市街化区域：都市計画区域に定める区域の一つで、既に市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

## ②商業業務地ゾーン

都市間連携軸沿道や旧中山道沿道を中心とした地域を「商業業務地ゾーン」に位置づけ、沿道サービス型の商業、業務施設などの誘導や歴史的景観などを活かした既存の商店街の再生などにより、にぎわい空間の創出を図ります。

## ③工業地ゾーン

国道 21 号や県道垂井養老線沿いに立地している既存の工業地、および町内に点在する工業地周辺などを「工業地ゾーン」に位置づけるとともに、利便性の向上を高めることにより、南部地域や企業立地に適した地域などに積極的な企業誘致を図ります。

## ④農業・集落ゾーン

市街地周辺に広がる農地、集落を「農業・集落ゾーン」に位置づけ、農業生産基盤の整備、農地の集約化などを推進することにより、優良農地の確保を図ります。

また、人口減少が著しい地域については、地域コミュニティを維持するため、集落の居住環境の改善や新たな住宅地の整備を図ります。

## ⑤森林ゾーン

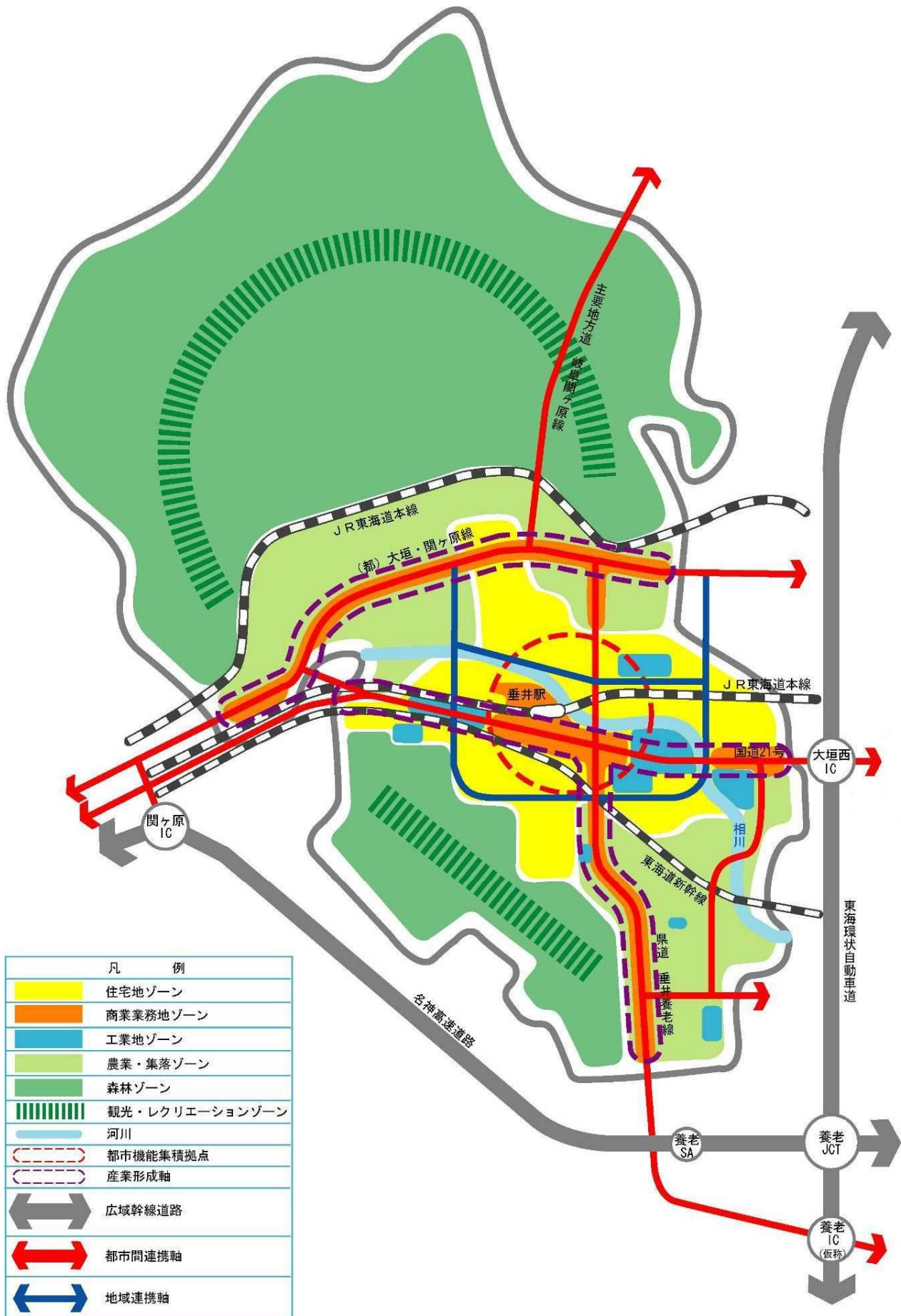
垂井町を取り囲む自然豊かな山地を「森林ゾーン」に位置づけ、森林の健全な育成、および保全に努めるとともに、水と緑を活用した自然学習・保健休養の場の整備を図ります。

## ⑥観光・レクリエーションゾーン

北部の明神湖周辺や不破の滝、南部の南宮大社などを「観光・レクリエーションゾーン」に位置づけ、町内に点在する様々な観光資源とともに、豊かな自然や歴史・文化資源を活用したレクリエーション施設や保養施設の整備を図ります。

また、地理的条件を活かし、新たな集客交流拠点を検討します。

◆ 将来都市構造図





## 第4章 施策の大綱

垂井町の目指す将来像実現に向け、まちづくりの柱ごとに、基本的な考え方を示します。なお、まちづくりの柱は、「分野別の柱」と「計画推進のための柱」に分けて設定することとします。

「分野別の柱」は、将来像実現に向けて必要となる取り組みを分野別に示したものです。また、分野別の柱を推進するにあたっては、住民参画や効率のよい行財政運営を行う必要があるため、これらを「計画推進のための柱」として示しています。

さらに、重点的に取り組む必要があるものを「重点プロジェクト」として設定し、行政内部の連携はもちろん、住民と行政との協働により推進していきます。

### 第1節 まちづくりの柱

#### 分野別の柱

#### まちづくりの柱1 安全・安心

犯罪や災害発生時に迅速な対応ができるような防犯体制、防災体制を構築します。

また、交通事故や犯罪、災害に対する意識を向上させ、地域が主体となった自主防犯、自主防災活動などを促進します。

#### まちづくりの柱2 教育・生涯学習・文化

ふるさとに愛着を持てる教育を行うとともに、垂井町の伝統文化を後世に継承するための施策を展開します。

また、誰もが気軽に学習やスポーツに取り組み、楽しく暮らしていけるよう、機会や場の提供を行います。

#### まちづくりの柱3 子育て・健康・福祉

安心して子どもを産み、育てられるよう、子育て支援を行います。

また、地域で支えあい高齢者や障がい者のみならず、誰もが健康で生きがいをもって安心して生活できる社会を形成します。

## まちづくりの柱4 地域環境

恵まれた自然環境を保全するため、環境に配慮した施策を行います。

また、ごみの減量化やリサイクルを推進し、環境負荷の少ない循環型社会を形成します。

## まちづくりの柱5 産業・交流

住民や関係機関と連携を図りながら、恵まれた自然環境や歴史資源を有効に活用し、魅力ある産業の振興を推進します。

また、地の利を活かした魅力ある環境のもと企業誘致を行い、誰もが安心して働くことができるまちをつくります。

## まちづくりの柱6 都市基盤

道路や公園、上下水道などの都市基盤を整備し、安全で快適な住環境を提供します。

また、住民との連携により、地域の特性を活かし、ユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の整備を行います。

## 計画推進のための柱

## まちづくりの柱7 協働

地域活動を活発にし、多様な形態による住民参画の機会を設け、住民、NPO※、事業者などと行政との協働を推進します。

そのため、積極的に広報・公聴活動を行い、住民と行政が互いに情報共有できる仕組みを整えます。

## まちづくりの柱8 行財政運営

複雑化、多様化する住民ニーズに対応するため、柔軟で効率的な行政運営を行います。

また、限られた財源を有効に活用するため、計画的、効率的な財政運営を行います。

※NPO：Non-Profit Organization の略。ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」のこと。

## 第2節 重点プロジェクト

## やさしさあふれるまち

地域や家族でお互いに助け合うことにより、安心して子どもを産み、育てられる環境の整備を行います。また、高齢者や障がい者が進んで社会参加できるような仕組みを構築し、やさしさにあふれたまちを目指します。

- 安心して子どもを産み、育てることができるようにします。
  - ・働く親の支援
  - ・虐待防止体制の整備 など
  - ・子育て環境の整備
- 高齢者や障がい者が住み慣れた地域のなかで暮らせるようにします。
  - ・生きがい対策の推進
  - ・活動や交流の場の整備 など
  - ・在宅支援の充実

## 活気あふれるまち

地域団体の支援や担い手の育成を通して、地域活動を活発にします。また、地理的条件を活かした企業誘致により産業の振興を図り、住民、企業を含めた垂井町全体が活気にあふれたまちを目指します。

- 地域活動が活発に行えるようにします。
  - ・行政への住民参画環境の整備
  - ・地域活動環境の整備 など
  - ・まちづくり基本条例の推進
- 企業が進出しやすくなるような環境整備を行います。
  - ・企業が進出しやすい基盤の整備
  - ・既存企業の育成
  - ・にぎわいのある商業の展開 など

## 快適なまち

災害発生時などに迅速な対応ができるように防災体制を構築し、地域が主体となった自主防災活動などを促進します。また、一方で、豊かな歴史と自然に囲まれた快適な住環境を目指します。

これらの取り組みにより、快適なまちづくりを進めます。

- 安全で快適に暮らせる住環境を整備します。
  - ・防犯・防災体制の向上
  - ・交通安全施設の整備
  - ・道路、公園、上下水道などの都市基盤の整備 など
- 豊かな自然環境を保全するとともに、歴史や自然を有効に活用した取り組みを行います。
  - ・自然環境の保全
  - ・観光資源の整備
  - ・ごみの減量化の推進
  - ・地産地消※の推進 など

※まちづくり基本条例：住民、各種団体・企業、行政が町政の基本原則を共有し、参加と協働を通して、まちづくりを進めていくために必要な考え方や仕組みを制度化するもので、町の「憲法」ともいえる条例。

※地産地消：地域で生産された農林水産物とそれを主たる原料とした加工品をその地域で消費すること。

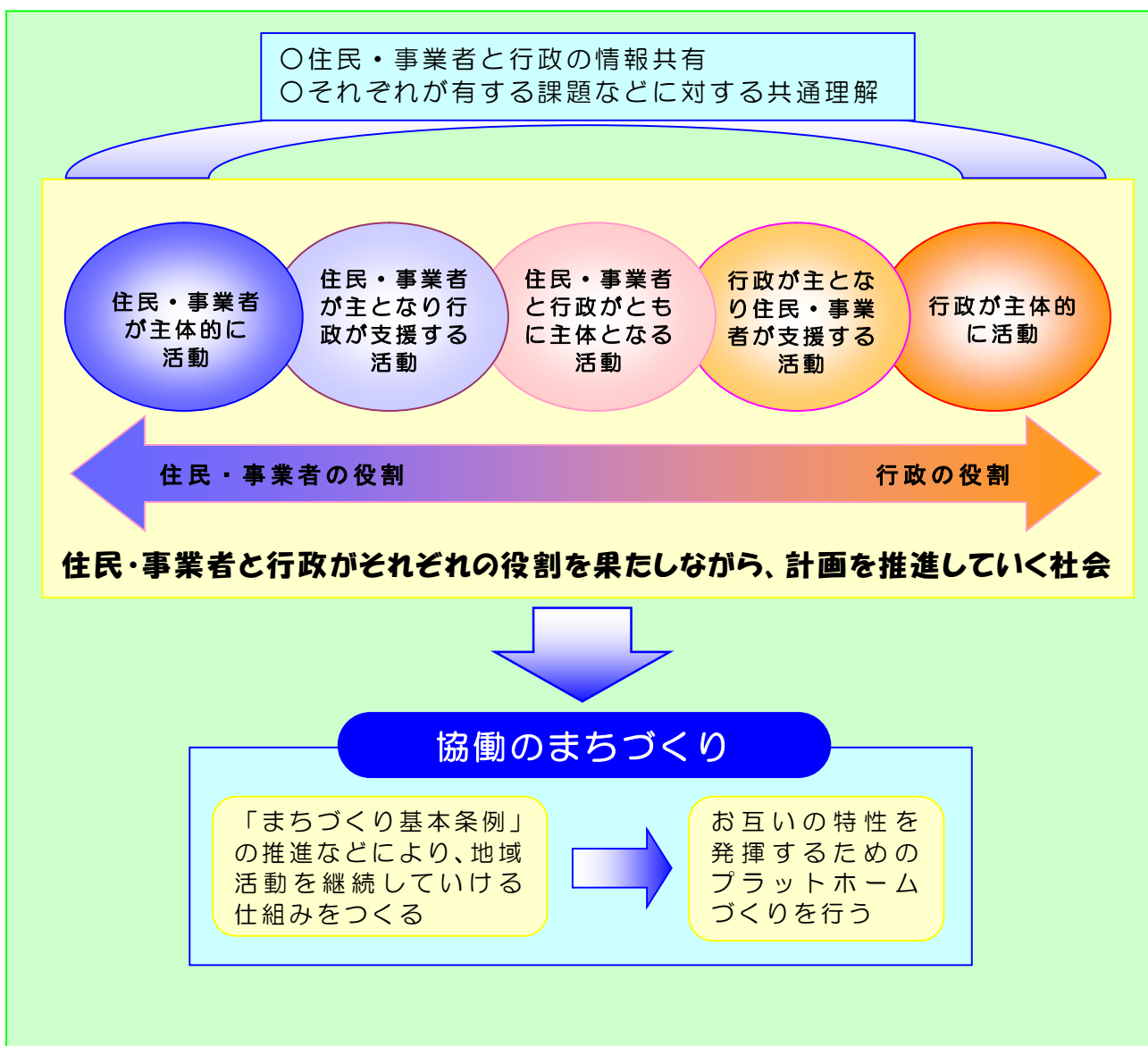
### 第3節 住民と行政の役割分担

限られた人材や財源を有効に活用し、将来像やまちづくりの目標を目指して、重点プロジェクトや施策を推進していくためには、住民・事業者と行政の役割を明確にし、それぞれが責任をもって役割を果たすことが必要となってきます。

住民・事業者と行政の役割には、5つの活動範囲が考えられ、その活動範囲に応じた役割を果たすことが重要です。

また、今後、協働のまちづくりを進めるにあたっては、住民・事業者と行政が緊密に連携を図り、お互いの特性を発揮するためのプラットフォーム※づくりを行うことが求められています。そのためには、まず、まちづくりの目標やルールを定めた「まちづくり基本条例」の推進などにより、地域活動を継続していける仕組みをつくる必要があります。

#### ◆住民・事業者と行政との役割分担の考え方



※プラットフォーム：まちづくりにおいて、民間と行政の垣根を越えて、いろいろな人が知恵や意見をもち寄る場。